東信用組合

当組合当座勘定規定等の改定について(予告)

日頃より東信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和4年11月4日(金)より各地の手形交換所がなくなり、全国規模での電子交換所開始がスタートします。電子交換所開始にあたりまして、当組合の当座勘定規定等を電子交換所制度に合わせた内容に改定いたしますので、下記の通りご案内させていただきます。

記

- 1. 対象となる預金規程等 当座勘定規定・約束手形用法・為替手形用法・小切手用法
- 3. 主な改定内容

【当座勘定規定】

- ① 振出人等への支払済手形の受戻し期限の設定、及び同期限経過後の取扱規定を追加しました。
- ② イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定を追加しました。
- ③ 全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人信用情報センター への登録規定を削除しました。

(※ただし、廃止日は電子交換所の交換決済開始日である 2022 年 11 月 4 日となります。)

【手形用法・小切手用法】

- ① 電子交換所システムの仕様(「,」(カンマ)がない場合は金額チェックでエラーになる)を 踏まえ、チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」(カンマ)を印字 するよう規定を追加しました。
- ② 電子交換所システムの仕様(JIS 第一水準・第二水準以外の文字は使用不可)を踏まえ、使用可能文字を一覧化し追加しました。
- ③ 金額欄、金融機関名、QRコード欄への記名捺印、訂正印等の押捺、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定を追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所(手形・小切手文句、手形・小切手番号欄、QRコード欄)を追加しました。
- 4. **添付資料** 改定後の当座勘定規定一式 新旧対比表(改定部分のみ抜粋)

当座勘定規定 (一般用)

付

約束手形用法 為替手形用法 小 切 手 用 法



当座勘定規定(一般用)

第1条(当座勘定への受入れ)

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で 直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。
- (2) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (4) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、当組合所定の方法により表示する代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第2条(証券類の受入れ)

- (1) 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで 支払資金とします。

第3条(本人振込み)

- (1) 当組合の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当組合で 当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込 みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第4条(第三者振込み)

- (1) 第三者が当店で当座勘定に振込みをした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取扱います。
- (2) 第三者が当組合の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第3条と同様に取扱います。

第5条(受入証券類の不渡り)

- (1) 前3条によって証券類による受入れまたは振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りになったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落し、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保 全の手続をします。

第6条(手形、小切手の金額の取扱い)

手形、小切手を受入れまたは支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

第7条(手形、小切手の支払)

(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。

- (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。

第8条(手形、小切手用紙)

- (1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が 交付した用紙を使用してください。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用 紙であることを確認してください。
- (3) 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。
- (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。
- (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
- (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第9条(支払の範囲)

- (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。
- (2) 呈示された手形小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当組合は責任を負わないものとします。
- (3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

第10条(支払の選択)

同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

第11条(過振り)

- (1) 第9条の第1項にかかわらず、当組合の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当組合からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- (2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年13% (年365日の日割計算)とし、当組合所定の方法によって計算します。
- (3) 第1項により当組合が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- (4) 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払いがない場合には、当組合は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- (5) 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、 その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第12条 (手数料等の引落し)

- (1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
- (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続をしてください。

第13条(支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、 その金額を当座勘定から引落します。

第14条 (印鑑等の届出)

- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑(または署名鑑)は、当組合所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑(または署名鑑)を前項と同様に届出てください。

第15条 (届出事項の変更)

- (1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当組合からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第16条(成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後 見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所 の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意 後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第17条(印鑑照合等)

- (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第 1 項と同様とします。

第18条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)

- (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第19条(線引小切手の取扱い)

- (1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、 その持参人に支払うことができるものとします。
- (2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当組合はその 責任を負いません。また、当組合が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できる ものとします。

第20条(自己取引手形等の取扱い)

- (1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行うことなく、支払をすることができます。
- (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第21条(利息)

当座預金には利息をつけません。

第22条 (残高の報告)

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当組合所定の方法により報告します。

第23条 (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

第24条(反社会的勢力との取引拒絶)

この当座勘定は、第26条第2項第1号、第4号AからEおよび第5号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第26条第2項1号、第4号AからEおよび第5号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第25条(取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれかの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。
- (4)日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。

第26条(解約)

- (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当組合に対する 解約の通知は書面によるものとします。
- (2)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することが

できるものとします。

- ① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② この預金者が第23条に違反した場合
- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を もってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると 認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係 を有すること
- ⑤ 本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合 の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (3) 当組合が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

第27条(取引終了後の処理)

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為 替手形であっても、当組合はその支払義務を負いません。
- (2) 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の 決済を完了してください。

第28条(手形交換所規則による取扱い)

- (1) この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- (2) 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- (3) 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第29条(保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、当組合に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相

殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - 相殺通知は書面によるものとします。
 - ② 複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この 預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当組合に 対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相 殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、 借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによ るものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第30条 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、郵送・電子メール等による通知、店頭表示・当組合ウェブサイト(ホームページ)への掲載 その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、通知や公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

約 東 手 形 用 法

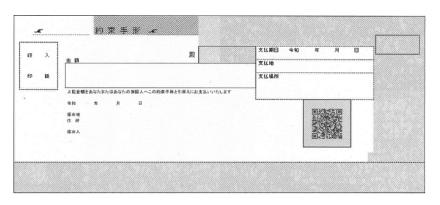
- 1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へのお届けのご 印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために 消しにくい筆記具を使用してください。
- 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
- 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 - (2)金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の 頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してくだ さい。なお、文字による複記はしないでください。
 - (3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
 - (4)金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の 複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名、QR コード欄に重なることがないようにしてください。
- 6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺 (クリアーバンド) などの余白部分 (次項図斜線部分) は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記その他の記載が QR コード欄に重なることがないようにしてください。
- 7. 手形用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙によりただちに届出てください
- 8. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。
- 9. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書き下さい。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

● 並根で	. ^ 1	С ПП	/ ()	2 7/// [C/11 7	-0 A		<u> </u>														
		<u>1</u>			<u>2</u>			<u>3</u>			<u>4</u>		-449	<u>5</u>	<u>(</u>	<u>3</u>		<u>7</u>		8		9	<u> </u>
漢数字	壹	壱	<u> </u>	<u>弐</u>	<u>±</u>	貢	<u>貮</u>	<u>参</u>	<u>參</u>	四	<u>泗</u>	肆	<u> 五</u>	<u>伍</u>	六	<u>陸</u>	<u>七</u>	<u>漆</u>	<u>質</u>	<u>八</u>	捌	<u>九</u>	<u>玖</u>
	1	0		100			1,000	<u>)</u>	<u>10,</u>	000													
漢数字	<u>拾</u>	<u>仕</u>	亘	<u>陌</u>	<u>佰</u>	壬	<u>任</u>	<u>阡</u>	<u>万</u>	<u>萬</u>													

〈その他〉金、円、圓(円の異体宇)、億

※ お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。



為 替 手 形 用 法

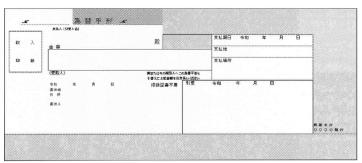
- 1. この手形用紙は、用紙のままで他人に譲り渡すことはしないでください。
- 2. 手形のお振出しにあたっては、支払人(引受人)が金融機関と当座勘定取引があることをできるだけ確かめてください。
- 3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
- 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
- 5. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 - (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「 \bigstar 」などの終止符号を印字するほか、3 析ごとに「,」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
 - (3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、 金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に 記入してください。
 - (4)金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の 複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
- 6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名に重なることがないようにしてください。
- 7. 当店を支払場所とする手形のお引受けにあたっては、支払地、支払場所などを明確に記入のうえ、記名なつ印には 、当店へのお届け印章を使用してください。
- 8. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺 (クリアーバンド) などの余白部分 (次項図斜線部分) は使用しないでください。
- 9. 手形用紙は大切に保管してください。当店を支払場所とする手形について、万一、紛失、盗難などの事故があった ときは、当組合所定の用紙によりただちに届出てください。
- 10. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。
- 11. 自署によるお取引の場合は、記名捺印にかえ自署してください。ただし記載事項の訂正には姓だけをお書き下さい。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

		1			<u>2</u>			<u>3</u>			<u>4</u>		<u> </u>	<u>5</u>	<u>(</u>	3		<u>7</u>		<u>8</u>		9	<u>)</u>
漢数字	壹	壱	<u>‡</u>	<u>弐</u>	<u>走</u>	煮	<u>漬</u>	<u>参</u>	<u>參</u>	四	<u>泗</u>	肆	<u>五</u>	伍	六	<u>陸</u>	<u> </u>	漆	<u>質</u>	<u>八</u>	捌	<u>九</u>	<u>玖</u>
	1	0		100			1,000	<u>)</u>	10,	000													
漢数字	<u>拾</u>	<u>什</u>	百	<u>陌</u>	<u>佰</u>	<u>千</u>	<u>仟</u>	<u>阡</u>	<u>万</u>	萬													

〈その他〉金、円、圓(円の異体宇)、億

※ お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。



小切手用法

- 1. この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
- 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付小切手でも呈示をうければ、 支払うことになりますからご承知おきください。
- 3. 小切手のお振出しにあたっては、金額、振出日などを明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へのお届けのご印章を使用してください。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。
- 4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。
 - (2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3・・・)で記入するときは、5 ボックライターを使用し、金額の頭には「1 を、その終わりには「1 などの終止符号を印字するほか、1 がごとに「、」を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。
 - (3)金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。
 - (4)金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の 複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
- 5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、信用組合名、QR コード欄に重なることがないようにしてください。
- 6. 小切手用紙の下辺余白部分 (クリアーバンド) は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記が QR コード欄に重なることがないようにしてください。
- 7. 小切手用紙は大切に保管し、万一、紛失、盗難などの事故があったときは、当組合所定の用紙によりただちに届出てください。
- 8. 小切手用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印(お届け印)のうえ請求してください。
- 9. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

		<u>1</u>			<u>2</u>			3			<u>4</u>		<u> </u>	<u>5</u>	<u>(</u>	3		7		<u>8</u>		9	<u>!</u>
漢数字	壹	壱	片	弐	<u>±</u>	貢	<u>貮</u>	<u>参</u>	<u>參</u>	四	<u>泗</u>	肆	<u>五</u>	<u>伍</u>	<u>六</u>	<u>陸</u>	十	<u>漆</u>	<u>質</u>	<u>八</u>	捌	<u>九</u>	<u>玖</u>
	1	0		100			1,000	<u>)</u>	10,	000													
漢数字	<u>拾</u>	<u>什</u>	<u>百</u>	陌	<u>佰</u>	<u>千</u>	<u>任</u>	阡	<u>万</u>	<u>萬</u>													

〈その他〉金、円、圓 (円の異体宇)、億

※ お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以上

改 正 後	現 行	備考
第7条(手形、小切手の支払)	第7条(手形、小切手の支払)	
① 小切手が支払のために呈示された	① (同左)	
場合、または手形が呈示期間内に支		
払のため呈示された場合には、当座		
勘定から支払います。		
② 前項の支払にあたっては、手形ま	_(新設)_	• 現行運用上行
たは小切手の振出しの事実の有無等		われている取
を確認すること (その旨について書		扱いを電子交
面の交付を求めることを含みます)		換所への移行
<u>があります。</u>		を機に規定化
③ 当座勘定の払戻しの場合には、小	② (同左)	するもの。
切手を使用してください。		
第8条(手形、小切手用紙)	第8条(手形、小切手用紙)	
① 当組合を支払人とする小切手また	①~③ (同左)	
は当店を支払場所とする約束手形を		
振出す場合には、当組合が交付した		
用紙を使用してください。		
② 当店を支払場所とする為替手形を		
引受ける場合には、預金業務を営む		
金融機関の交付した手形用紙である		
ことを確認してください。		
③ 前2項以外の手形または小切手に		
ついては、当組合はその支払をしま		
せん。		
④ 当座勘定から支払をした手形また	_(新設)_	・現行運用上行
は小切手のうちに、本人が振出した		われている取
ものではないものや改ざんが疑われ		扱いを電子交
<u>るものがあった場合には、直ちに当</u>		換所への移行
組合宛に連絡してください。		を機に規定化
⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があ	④ (同左)	するもの。
った場合には、必要と認められる枚		
数を実費で交付します。		
⑥ 当座勘定から支払をした手形また	<u>(新設)</u>	・電子交換所規
は小切手の用紙はその支払日から3		則第35条で、
か月を経過した場合は返却を求める		持出銀行は支
ことができないものとします。		払目から3か
		月間は支払銀

改 正 後	現 行	備考
⑦ 前項の期間を経過した場合におい	_(新設)_	行からの請求
て、本人から請求があったときは、		に応じて手形
当組合所定の手続きによって当該手		現物を交付す
形または小切手の写しを交付しま		る義務がある
<u>す。ただし、当組合が定める写しの</u>		(電子帳簿保
保管期限を経過した場合は、その限		存法の要件を
りではありません。		満たして手形
		現物を破棄す
		る場合でも3
		か月は保存し
		ておく)と規
		定。それを踏
		まえ、当座取
		引先の関係に
		おいて3か月
		経過後の取扱
		いを当座勘定
		規定で定める
		もの。
第16条(印鑑照合等)	第16条(印鑑照合等)	
① 手形、小切手または諸届け書類に	① 手形、小切手または諸届け書類に	・電子交換所か
使用された印影または署名 <u>(電磁的</u>	使用された印影または署名を、届出	らダウンロー
記録により当組合に画像として送信	の印鑑(または署名鑑)と相当の注	ドする画像(イ
<u>されるものを含みます)</u> を、届出の	意をもって照合し、相違ないものと	メージデータ)
印鑑(または署名鑑)と相当の注意	認めて取扱いましたうえは、その手	により印鑑照
をもって照合し、相違ないものと認	形、小切手、諸届け書類につき、偽	合および用紙
めて取扱いましたうえは、その手	造、変造その他の事故があっても、	の確認を行う
形、小切手、諸届け書類につき、偽	そのために生じた損害については、	ことを追加。
造、変造その他の事故があっても、	当組合は責任を負いません。	
そのために生じた損害については、		
当組合は責任を負いません。		
② 手形、小切手として使用された用	② 手形、小切手として使用された用	・同上
紙 (電磁的記録により当組合に画像	紙を、相当の注意をもって第8条の	
として送信されるものを含みます)	交付用紙であると認めて取扱いまし	
を、相当の注意をもって第8条の交	たうえは、その用紙につき模造、変	
付用紙であると認めて取扱いました	造、流用があっても、そのために生	
うえは、その用紙につき模造、変	じた損害については、前項と同様と	
造、流用があっても、そのために生	します。	
じた損害については、前項と同様と		
します。		

改 正 後	現 行	備考
③ この規定および別に定める手形用	③ (同左)	
法、小切手用法に違反したために生		
じた損害についても、第1項と同様		
とします。		
(削除)	第26条(個人信用情報センターへの登	・全国銀行個人
	録)	信用情報セン
	個人取引の場合において、つぎの	ターにおける
	各号の事由が一つでも生じたとき	不渡情報照会
	は、その事実を銀行協会の運営する	の取扱廃止に
	個人信用情報センターに5年間(た	伴う改正(廃
	だし、下記第3号の事由の場合のみ	止日は電子交
	6か月間)登録し、同センターの加	換所の交換決
	盟会員ならびに同センターと提携す	済開始日であ
	る個人信用情報機関の加盟会員は自	る2022年11月
	己の取引上の判断のため利用できる	4日(金))。
	ものとします。	
	1. 差押、仮差押、支払停止、破産	
	等信用欠如を理由として解約さ	
	れたとき。	
	2. 手形交換所の取引停止処分を受	
	けたとき。	
	3. 手形交換所の不渡報告に掲載さ	
	れたとき。	

改正後	現行	開分が以上固別。)
4. (1) 金額は所定の金額欄に記入し	4. (1) (同左)	0110
てください。		
 (2) 金額をアラビア数字(算用数字、	 (2) 金額をアラビア数字(算用数字、	・電子交換所シ
1、2、3…) で記入するときは、	1、2、3…) で記入するときは、	ステムの仕様
チェックライターを使用し、金額の	チェックライターを使用し、金額の	(カンマがな
頭には「¥」を、その終わりには	頭には「¥」を、その終わりには	い場合は金額
<u>「※」、「★」</u> などの終止符号 <u>を印字</u>	※、★などの終止符号を印字してく	チェックでエ
<u>するほか、3桁ごとに「,」</u> を印字し	ださい。	ラーになる)
てください。	なお、文字による複記はしないで	を踏まえ追
なお、文字による複記はしないで	ください。	加。
ください。		
(3) 金額を文字で記入するときは、文	(3) 金額を文字で記入するときは、文	・電子交換所シ
字の間をつめ、 <u>下表の文字一覧のと</u>	字の間をつめ、壱、弐、参、拾など	ステムの仕様
<u>おり</u> 改ざんしにくい文字を使用し、	改ざんしにくい文字を使用し、金額	(JIS第一水
金額の頭には「金」を、その終りに	の頭には「金」を、その終りには	準・第二水準
は「円」を記入してください。 <u>ま</u>	「円」を記入してください。	以外の文字は
た、崩し字は使用せず、楷書で丁寧		使用不可)を
に記入してください。		踏まえ使用可
(4) 金額欄には、第2項または第3項	_(新設)_	能文字を一覧
に掲げる事項以外の記入は一切行わ		化して追加。
ないでください。特になつ印や金額		・電子交換所シ
の複記が金額欄に重なることがない		ステムのOCR読
<u>ようにしてください。</u>		取精度を高め
		るため、誤読
		要因である読
		取対象箇所へ
		のメモ書き・
		記載被り等を
		禁止。
5.金額を誤記されたときは、訂正し	5. 金額を誤記されたときは、訂正し	・同上
ないで新しい手形用紙を使用してく	ないで新しい手形用紙を使用してく	
ださい。金額以外の記載事項を訂正	ださい。金額以外の記載事項を訂正	
するときは、訂正個所にお届け印を	するときは、訂正個所にお届け印を	
なつ印してください。ただし、訂正	なつ印してください。	
の記載やなつ印が、金額欄、信用組 今夕 OPコード欄に重ねることがな		
合名、QRコード欄に重なることがな		
<u>いようにしてください。</u>		

改 正 後	現 行	備考
6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに	6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに	・同上
下辺(クリアーバンド)などの余白	下辺(クリアーバンド)などの余白	
部分(下図斜線部分)は使用しない	部分(下図斜線部分)は使用しない	
でください。 <u>また、記名なつ印や金</u>	でください。	
額の複記その他の記載がQRコード欄		
<u>に重なることがないようにしてくだ</u>		
<u> さい。</u>		

改 正 後	現 行	備考
5.(1) 金額は所定の金額欄に記入し	5. (1) (同左)	
てください。		
(2) 金額をアラビア数字(算用数字、	(2) 金額をアラビア数字(算用数字、	・電子交換所シ
1 、 2 、 $3\cdots$)で記入するときは、	1、2、3…) で記入するときは、	ステムの仕様
チェックライターを使用し、金額の	チェックライターを使用し、金額の	(カンマがな
頭には「¥」を、その終わりには	頭には「¥」を、その終わりには	い場合は金額
<u>「※」、「★」</u> などの終止符号 <u>を印字</u>	※、★などの終止符号を印字してく	チェックでエ
<u>するほか、3桁ごとに「,」</u> を印字し	ださい。	ラーになる)
てください。	なお、文字による複記はしないで	を踏まえ追
なお、文字による複記はしないで	ください。	加。
ください。		
(3) 金額を文字で記入するときは、文	(3) 金額を文字で記入するときは、文	・電子交換所シ
字の間をつめ、 <u>下表の文字一覧のと</u>	字の間をつめ、壱、弐、参、拾など	ステムの仕様
<u>おり</u> 改ざんしにくい文字を使用し、	改ざんしにくい文字を使用し、金額	(JIS第一水
金額の頭には「金」を、その終りに	の頭には「金」を、その終りには	準・第二水準
は「円」を記入してください。 <u>ま</u>	「円」を記入してください。	以外の文字は
た、崩し字は使用せず、楷書で丁寧		使用不可)を
<u>に記入してください。</u>		踏まえ使用可
(4) 金額欄には、第2項または第3項	(新設)	能文字を一覧
に掲げる事項以外の記入は一切行わ		化して追加。
ないでください。特になつ印や金額		・電子交換所シ
<u>の複記が金額欄に重なることがない</u>		ステムのOCR読
<u>ようにしてください。</u>		取精度を高め
		るため、誤読
		要因である読
		取対象箇所へ
		のメモ書き・
		記載被り等を
A den 2 de la Calabara de la Calabar	A derivative ()	禁止。
6.金額を誤記されたときは、訂正し	6.金額を誤記されたときは、訂正し	・同上
ないで新しい手形用紙を使用してく	ないで新しい手形用紙を使用してく	
ださい。金額以外の記載事項を訂正	ださい。金額以外の記載事項を訂正	
するときは、訂正個所にお届け印を	するときは、訂正個所にお届け印を	
なつ印してください。ただし、訂正	なつ印してください。	
の記載やなつ印が、金額欄、信用組		
<u>合名に重なることがないようにして</u>		
<u>ください。</u>		

	(170)	閉部分が改正箇所。)
改 正 後	現 行	備考
4. (1) 金額は所定の金額欄に記入し	4. (1) (同左)	
てください。		
(2) 金額をアラビア数字(算用数字、	(2) 金額をアラビア数字(算用数字、	・電子交換所シ
1 、 2 、 $3\cdots$)で記入するときは、	1、2、3…) で記入するときは、	ステムの仕様
チェックライターを使用し、金額の	チェックライターを使用し、金額の	(カンマがな
頭には「¥」を、その終わりには	頭には「¥」を、その終わりには	い場合は金額
<u>「※」、「★」</u> などの終止符号 <u>を印字</u>	※、★などの終止符号を印字してく	チェックでエ
<u>するほか、3桁ごとに「,」</u> を印字し	ださい。なお、文字による複記はし	ラーになる)
てください。なお、文字による複記	ないでください。	を踏まえ追
はしないでください。		加。
(3) 金額を文字で記入するときは、文	(3) 金額を文字で記入するときは、文	・電子交換所シ
字の間をつめ、下表の文字一覧のと	字の間をつめ、壱、弐、参、拾など	ステムの仕様
<u>おり</u> 改ざんしにくい文字を使用し、	改ざんしにくい文字を使用し、金額	(JIS第一水
金額の頭には「金」を、その終りに	の頭には「金」を、その終りには	準・第二水準
は「円」を記入してください。 <u>ま</u>	「円」を記入してください。	以外の文字は
た、崩し字は使用せず、楷書で丁寧		使用不可)を
に記入してください。		踏まえ使用可
(4) 金額欄には、第2項または第3項		能文字を一覧
に掲げる事項以外の記入は一切行わ		化して追加。
ないでください。特になつ印や金額		・電子交換所シ
の複記が金額欄に重なることがない		ステムの0CR読
<u>ようにしてください。</u>		取精度を高め
		るため、誤読
		要因である読
		取対象箇所へ
		のメモ書き・
		記載被り等を
		禁止。
5. 金額を誤記されたときは、訂正し	5. 金額を誤記されたときは、訂正し	・同上
ないで新しい小切手用紙を使用して	ないで新しい小切手用紙を使用して	
ください。金額以外の記載事項を訂	ください。金額以外の記載事項を訂	
正するときは、訂正個所にお届け印	正するときは、訂正個所にお届け印	
をなつ印してください。 <u>ただし、訂</u>	をなつ印してください。	
正の記載やなつ印が、金額欄、信用		
組合名、QRコード欄に重なることが		
<u>ないようにしてください。</u>		

改 正 後	現 行	備考
6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリ	6. 小切手用紙の下辺余白部分(クリ	・同上
アーバンド)は使用しないでくださ	アーバンド)は使用しないでくださ	
い。 <u>また、記名なつ印や金額の複記</u>	٧٠ _°	
がQRコード欄に重なることがないよ		
<u>うにしてください。</u>		

以上